

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業計画書の縦覧
土地改良区の役員の変更及び就任
保安林の指定の解除
米飯提供業者の登録
移入禁止区域の指定の解除
医療機関の指定
- ◇公安告示 聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第三百三十号

県営で天神野用水改良事業を行なうため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、土地改良事業計画を定めたので、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
県営天神野用水改良事業計画書

- 二 昭和三十七年六月二十日から七月二日まで

- 三 縦覧の場所

天神野土地改良区事務所

- 四 異議の申立

利害関係人において当該土地改良事業計画に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申立てること。

鳥取県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、上北条土地改良区から、次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年六月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗
退任した役員の氏名及び住所

理事	山本 隆義	倉吉市小田
〃	西谷 重幸	古川沢
〃	西谷 幸人	〃
〃	西谷 勇雄	〃
〃	松本 重好	井手畑
〃	門田 実信	中江
〃	生田 尚夫	大塚
〃	徳田 貞芳	古川沢
監事	西谷 義晴	下古川

就任した役員の氏名及び住所

理事	磯江 義博	倉吉市新田
〃	山本 春信	小田
〃	木天 富治	下古川
〃	北風 武徳	中江
〃	神宮 恒正	穴窪

〃	藪本 定好	小田
〃	西谷 正美	古川沢
〃	西谷 義房	〃
〃	河本 三男	下古川
〃	徳田 文之	井手畑
〃	足羽 幸人	〃
〃	伊東 義男	新田
〃	伊東 公	〃
〃	遠藤 清蔵	中江
〃	川本 常敏	大塚
〃	生田 義平	〃
〃	福田千賀春	穴窪
監事	東 春蔵	中江
〃	綾女 正雄	下古川
〃	船越 一正	小田
〃	伊東 利春	新田

昭和三十七年三月二十四日臨時総代会において任期満了に伴う役員改選の結果当選。

鳥取県告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十七年六月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四（次の図に示めす部分に限る。）所在の森林

指定の目的 飛砂の防備
解除の理由 指定理由の消滅

登録番号	氏 名	名称又は屋号	住 所
四一九	糸田ラズ	青 廻 家	西伯郡西伯町法勝寺三二四
四九二	河本 末子	瓢 家	〃
四九三	錦織 兆子	い く よ	〃

鳥取県告示第三百三十四号

昭和三十七年三月鳥取県告示第四百十号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物

申請者 福部村長

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基づき昭和三十七年五月二十五日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十七年六月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

品	所	営業所の所在地
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

品の移入禁止区域（兵庫県）の指定は、昭和三十七年五月二十四日限り解除する。
昭和三十七年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十七年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所

昭和三十七年 坂本医院 鳥取市藪片原町四 鳥取保健所
五月二十日 三番地の一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

道路交通法第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年六月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年六月二十七日 午後一時から
鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 八頭郡八東町大字日田七六二

自動車運転者 小林 秀 実

(2) 鳥取市今町一丁目一番地

自動車運転者 竹 内 熙佐男

(3) 八頭郡智頭町大字福原三三二

自動車運転者 藤 原 秀 孝

(4) 八頭郡若桜町大字若桜一七一

自動車運転者 村 中 昭 三

(5) 鳥取市古海七八五

自動車運転者 村 島 良 一

(6) 鳥取市西品治五五

自動車運転者 川 島 頼 光

二 倉吉地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年六月二十六日 午後一時から
倉吉市明治町 倉吉警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 東伯郡赤碕町大字赤碕

自動車運転者 山 根 昌 治

(2) 倉吉市福守一〇七の一

自動車運転者 吉 田 信 雄

(3) 倉吉市塚町二丁目二三九の四三

自動車運転者 谷 口 まつ子